

# 政務活動費とは 政務活動費の収支を公開します

## ◆政務活動費とは

政務活動費とは、地方自治法第100条の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されています。

本市では、「かほく市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、議会の活性化や議員個々の政策形成能力、法制能力、調査能力等の向上、市政に関する調査研究活動基盤の充実を図るため、議員に対して、年24万円（月額2万円）を交付しています。

## ◆政務活動費を充てることができる経費の範囲

政務活動費は、下記の別表で定める政務活動に要する経費に充てることができます。

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

## ◆使途基準

本市議会では、政務活動費の使途基準を定め明確化するとともに、領収書等の証拠書類を添えた収支報告書の提出を義務づけるなど、透明性の高い運用をしています。

## ◆収支報告書

政務活動費の収支報告書は、次年度の4月30日までに、領収書又はこれに準ずる書類を添付して、議長に提出しなければなりません。

### 政務活動費(平成26年度交付分)収支報告書

議員氏名	平成26年度 交付決定額	支出総額	支出内訳							返還額	
			調査 研究費	研修費	広報費	広聴費	要請陳情 活動費	資料 作成費	資料 購入費		
板谷 悦郎	240,000	263,656		65,980	18,643			67,920	44,030	67,083	0
金子 猛	240,000	288,049		87,160	37,596			67,920	50,589	44,784	0
坂井 正朝	240,000	179,540	83,050	17,000					6,518	72,972	60,460
多々見邦次	240,000	282,788		90,160	33,006				16,004	143,618	0
高橋 成典	240,000	314,539			193,643	6,100	24,500	45,946	44,350		0
安達 肇	240,000	284,835		90,160				67,920		126,755	0
多々見 武	240,000	304,615		87,160				67,920	36,615	112,920	0
金田 正信	240,000	241,748	90,000	17,000	24,660					110,088	0
杉本 正一	240,000	256,828		78,820				67,920		110,088	0
※沖津千万人	240,000	263,391		81,280	31,330			67,920	2,160	80,701	0
竹内 幹雄	240,000	206,524		90,160				67,920		48,444	33,476
杉本 成一	240,000	261,326	83,050	17,000				67,920	10,624	82,732	0
寺内 照雄	240,000	189,282		77,310						111,972	50,718
猪村 博靖	240,000	350,233	90,042	17,000				67,920	71,855	103,416	0
別宗 明敏	240,000	266,514		65,980				67,920	35,238	97,376	0

※沖津千万人氏は、3月に議員辞職しています。